

課 個 5 - 18
令和5年3月9日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁個人課税課長
山縣 哲也

**令和5年3月13日以降の無料相談会場、
確定申告電話相談センターについて（依頼）**

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2月10日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、特にマスク着用については、3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることとされました。

一方、確定申告会場等においては、従前どおり職員はマスクを着用することとしております。

貴会に多大な御協力をいただいております無料相談及び確定申告電話相談につきましても、従事者におかれましては、3月13日以降、引き続きマスクの着用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、来場者については、政府方針を踏まえ、マスクの着用は求めないこととしておりますので、来場者がマスクを着用していないことを理由に対応を拒むことがないようご留意願います。

つきましては、貴会におかれましては、上記について、各税理士会及び各支部にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、地域の実情に応じて、政府方針等の範囲において異なる取扱いをする場合には、具体的な運用方法等について、各税務署からご相談させていただくこととしております。